

山縣市協働のまちづくり活動補助金

令和 8 年度 募集案内

この補助金は、山縣市まちづくり基本条例の理念である「自然環境を大切にし、活力ある協働のまちづくりを推進すること」を目的として、地域活動事業※に取り組む団体に交付し、その活動を支援するものです。

【申請受付期間】令和 8 年3月10 日(火)から予算の上限に達するまで

※この補助金における「地域活動事業」とは、住みよい地域社会を目指し、自主的かつ自立的に行う公益的事業であり以下の要件を満たす事業とします。

- (1)年間の事業計画において実施される事業であること。
- (2)新規性または拡充性のある先駆的事業であること。
- (3)単年度で実施する事業であること。

事業に関する相談や申請方法などの相談は随時受け付けています。お気軽ご相談ください。

山縣市役所 企画財政課(市庁舎2階)
〒501-2192 山縣市高木1000番地1
電 話 0581-22-6825
FAX 0581-27-2075

補助金制度の概要

少子高齢化・国際化など社会環境が著しく変化し、市民の生活スタイル・価値観等が多様化する中で、地域における課題等も複雑化、多様化してきています。地域活動を行う団体は、多様化する地域の課題解決において重要な役割を担ってきましたが、今後、団体が担う役割はますます大きくなっていくと考えられます。また、課題の解決だけではなく、より住みよい地域社会を目指すためには、多様な主体による「公共的サービスの提供」が必要です。自治の担い手である市民、行政等がお互いにその持ち味を発揮し、相互に協力して連携を進めるため、地域活動を行う団体を支援します。

1 対象団体

- (1)活動拠点が市内にあること。
- (2)5人以上で構成され、構成員のうち過半数が市内に在住在勤か在学すること。
- (3)組織の設置を、定款、会則その他これに準ずるもので定めていること。
- (4)年間の活動計画を有し、団体の収支が明確であること。

ただし、法令、条例等に違反する活動をしている団体、公の秩序または善良の風俗を害する活動をしている団体、宗教的活動、政治的活動または営利活動を主な活動としている団体、山口市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年山口市訓令甲第13号)第3条各号に掲げるものは申請できません。

2 補助対象事業

対象団体が行う地域活動事業で、次の各号に定めるコースに応じて、定める通りとします。

(1)スタート支援型コース

交付の申請日において、設立後3年未満の対象団体が行う地域活動事業

(2)テーマ設定支援型コース

市が提示するテーマに対し、対象団体が行う地域活動事業

【令和8年度テーマ】多世代が協働し子どもの成長を地域ぐるみで応援するまちづくり

(3)継続支援型コース

対象団体が行う地域活動事業

※ただし、事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業、単に物品販売や営利のみを目的とし、公益性を欠く事業、施設の建設または施設の維持管理を主たる目的とする事業、先進地等視察及び各種会議への出席並びに交流にとどまる事業、政治活動または宗教活動を行うことを目的とする事業、単に備品を購入するだけの事業等は申請できません。

3 補助額等

区 分	補 助 率	補助限度額
スタート支援型コース ※団体設立3年未満で 初めて申請する団体	4/5以内(ただし、備品購入 費については1/2以内)	200,000円
テーマ設定支援型コース ※新規事業に限る	9/10以内	200,000円
継続支援型コース	同一団体において	
	1回目2/3以内	80,000円
	2回目1/2以内	60,000円
	3回目以降1/3以内	40,000円

※令和6年度から同一団体への補助の交付回数は3回を上限としています。

※継続支援型コースの補助率適用における回数には、スタート支援型コース及びテーマ設定支援型コースの交付を受けた回数を通算します。(過去に受けた回数も含む)

(令和8年度山県市協働のまちづくり活動補助金予算総額 80万円)

※本件は、令和8年度の予算成立を前提とします。また、補助金の交付に係る選考の結果、不交付となる場合や補助金申請額から減額となる場合があります。

4 申請期間

令和8年3月10日(火)から予算の上限に達するまで

5 申請書類

・交付申請書(様式第1号)

・添付書類

① 事業計画書(様式第2号)

② 収支予算書(様式第3号)

③ 団体概要調書(様式第4号)

④ 購入予定の備品の品目、型番、単価等が分かる資料 ※任意様式

⑤ 定款、会則又はこれらに準ずるものの写し ※任意様式

⑥ その他市長が必要と認める書類

上記書類1部を、企画財政課(下記書類提出先)へ直接持参してください。

6 選定方法

選考会を設置し、総合的に評価を行った上で選定します。

7 審査結果、交付決定通知(随時)

すべての申請団体に審査結果を通知します。※補助金の交付決定前に事業を開始する場合、事前着手届(様式第7号の2)を提出してください。

8 報告書の提出

- ・実績報告書(様式第8号)
- ・添付書類
 - ① 事業実績書(様式第9号)
 - ② 収支決算書(様式第10号)
 - ③ 購入した備品の品目、型番、単価等がわかる資料
 - ④ 実施状況の分かる写真等
 - ⑤ その他参考となる書類

※対象経費に関する書類等は、何にいくら使ったか判別できるよう、簡潔・明瞭に整理してください。領収書等がないなど用途が不明なものは補助の対象になりません。

9 補助金の交付

補助金は、事業完了後補助金の額が確定した後に交付しますが、概算払いを交付(交付決定額の7割を限度)することもできます。

10 事業実施後の内容の公開

補助事業の実施内容を市 HP 等で市民に公開します。

また、令和8年から、毎年3月ごろに「補助金活動報告会」を実施する予定です。本補助金を活用された団体の皆さまに活動内容をご紹介いただき、事例共有の場としていきたいと考えております。積極的なご参加をお願いいたします。

11 確認事項

下記補助対象経費及び山縣市協働のまちづくり活動補助金交付要綱を確認願います。

12 書類提出先

山縣市役所 企画財政課(市庁舎2階)
〒501-2192 山縣市高木1000番地1
電話 0581-22-6825
FAX 0581-27-2075

補助対象経費について

経費区分	対象となる経費の例
報償費	・講演会の謝礼及び講師の謝礼金 ・調査及び研究に対する謝礼 ・参加賞(家庭用品、文具等500円以内の物品)
旅費	・講演会及び研修会の講師に支払う交通費の実費 ・講演会及び研修会の講師に支払う宿泊費

	・構成員が講演会、研修集会及び事業活動のために出かけた場合に 係る交通費、駐車料金、宿泊費等
消耗品費	・事業に必要な事務用品費及び事業用品費(燃料代、花苗等) ・安全対策上必要な水、お茶、スポーツドリンク等
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	補助事業に係る文書を送付するための郵便料
広告料	新聞、雑誌等への広告料
保険料	イベント保険、ボランティア保険等の保険料
委託料	特殊な技術を必要とするなど、構成員が実施するよりも、委託した 方が効率的であるもの
使用料及び賃借料	会場使用料、機器の賃借料(レンタル)等
備品購入費 ※スタート支援型 コースのみ	取得価格が2万円以上かつ形状及び性質を変えずに比較的長 期間(通常の状態でおおむね3年以上)使用可能な備品の購入費
その他の経費	地域活動事業の実施に必要であると市長が認めるもの

次の経費は補助対象になりません。

- 団体の維持経費・経常経費及び人件費
 - ・電話、インターネット等の工事代や使用料、電気代など
(電話やインターネットを活用した事業を実施する場合は対象とします。)
- 弔慰金
- 汎用性が高い備品(明確に事業に必要な理由がある場合は対象とします。)
- 催し物参加者の交通費
- 国外への旅費
- 参加賞における金券(図書カード、文房具券など)
- 食糧費(団体構成員及び講師の食事代、会議の茶菓代、講師に謝礼として渡す食糧代)
- 団体の構成員が講師を務める研修会、講演会を実施した場合の構成員への謝礼
- その他補助することが適当でないと認められる経費